

第 2 7 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和7年9月12日（金）午前10時 開会					
2 開催場所	三朝町役場 第2会議室					
3 出席委員	農業委員 7人のうち出席者					
	1 番 米廣 勝	欠	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	出
	4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出
	7 番 村岡幸枝	出	出席 6人			
	農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者					
	吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出
	井上 誠	出	楠本幸孝	欠	出席 4人	
4 欠席委員	1 番 米廣 勝 委員 楠本幸孝 推進委員					
5 農業委員会 事務局職員	事務局長 山本達哉					
6 議事録署名 委員	2 番 野見幸雄 委員 3 番 松原利志 委員					
7 議事内容等	(1) 議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請書について（鎌田） (2) 議案第82号 農用地利用集積等促進計画案について					
8 報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書について					
9 その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和7年10月総会 10月9日（木）午前9時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他					
11 閉会	午前10時50分					

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 27 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 今日は開始時間の変更についてありがとうございました。さて、今週月曜日に新嘗祭の献納米の献穀田で収穫祭がありました。その時に農協の組合長や常務も参加されていて、JA 集荷の米の買取価格について言及がありました。いま概算金が 60 kg 22,000 円で示されていますが、今後の精算金もふくめて最終的には 30,000 円程度になるように検討しているということでした。米の買取の競争が激しい中で、JA も農業者に集荷してもらえよう考えているようです。生産者の方にロコミで伝えてもらってよいということでしたので、皆さんに情報提供しておきます。 それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、6 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、2 番 野見幸雄 委員、3 番 松原利志 委員を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（鎌田）	
議長	「議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（鎌田）」についてを議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 1 ページの議案書を開いていただきたいと思います。 「議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（鎌田）」について説明させていただきます。

	【議案書の朗読】 借受人は、2a 未満の農業用施設への転用届け出により父が所有する申請地の一部に農作業用の倉庫を設けて農業機械、乾燥機などを置き農作業施設と家庭菜園として利用してきました。このたび、倉庫の拡張のため新築をするにあたり、全体の配置等利用状況をかんがみて、農業用施設用地として全体を利用することとして申請されたものでございます。利用内容は、農業用倉庫の新築と既存の米穀冷蔵庫等付随設備の配置を行います。 申請地は農用地区域内の農地であります。農用地区域内の用途区分について農用地から農業用施設用地に計画変更されています。また一団の農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはないもの判断しております。 隣接地との境界は畦畔があり、土砂流出の恐れはなく、雨水の排水につきましては地下浸透及び隣接する既存の道路側溝へ流すこととしております。 資力につきましては、申請者の銀行個人口座において工事相当金額を確保しており、転用実施は確実と判断したところでございます。 以上、議案第 8 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（鎌田）の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 現地確認を行っておりますので、委員から報告をお願いします。
4 番農業委員	9 月 1 2 日午前 9 時 3 0 分に、井上推進委員、山本事務局長さんで申請地に於いて現地確認を行いました。 申請地の状況は事務局説明のとおりで転用による周辺への影響は無いものと判断したところです。また申請者ともお話をしましたが、今後周辺の農地を作り守っていくためにも必要な施設であり、計画については特別な問題はないと判断しておりますし、農業振興のため歓迎する案件だと感じたところです。以上、現地確認の報告とします。
議長	議案第 8 1 号について現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
	質問等 特になし
議長	なければ私から。資料のなかで隣接者の同意書が添付してあるが、隣接者の所有地番が入っていない。所有地版について記載をしてもらってください。
事務局	承知しました。同意書に所有地番を追加記入していただきます。
議長	ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第 8 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（鎌田）」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第 8 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請

	書について（鎌田）」は承認されました。
(2)議案第 8 2 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 8 2 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 8 2 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の 1 7 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 8 2 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 8 2 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】

	それでは、議案第 8 2 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、 引き続き、第 6 の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につきましては、3 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告(2)の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、鳥取県が発注する災害復旧工事にかかる農地の一時転用について報告を受けたものでございます。1 件の報告を受けております。箇所は牧地内です。 報告(3)の農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書につきましては、1 2 件の合意解約の届出が出ております。湯谷地内において大きな面積を耕作する担い手への集約を行う為に合意解約を行うものです。 報告事項は以上でございます。 よろしくお願いいたします。
議長	続いて、第 7 のその他に入ります。 (1) 令和 7 年 1 0 月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 1 0 月 9 日(木) 午前 9 時からの開会を予定します。 会場は、第 2 会議室です (2) その他 ・全国農業新聞の皆読について ・農地中間管理機構の貸借農地の契約更新について
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前 1 0 時 5 0 分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月12日

議 長

(記名)

議事録署名委員

2 番 農業委員

(記名)

3 番 農業委員

(記名)
